

インターネットバンキング不正利用補償保険の概要

<p>○補償の概要</p>	<p>インターネットバンキング不正利用補償保険とは、第三者が暗証番号・ログオンパスワード等を盗用して契約者になりすまして、当行のインターネットバンキングを不正利用したことにより契約者が被った損害を対象とする保険です。 ※インターネットバンキングにはモバイルバンキングを含みます。</p>
<p>○対象となるお客様</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルファダイレクトバンキング（個人用インターネットバンキング、モバイルバンキング）のご契約者</li> <li>・アルファビジネスダイレクト（法人用インターネットバンキング）のご契約者</li> </ul> <p>※上記ご契約者は自動的に保険に加入となり、お申し込みは特に必要ありません。</p>
<p>○取扱開始日</p>	<p>平成19年10月31日（水）</p>
<p>○保険金額</p>	<p>年間補償限度額500万円 （契約者あたりの年間補償限度額）</p>
<p>○被害発生から届出までの担保期間</p>	<p>当行が不正利用の届出を受理した日の30日前から受理日までの31日間に不正利用された損害に限ります。 ※届出を受理した日とは書面による届出ではなく、当行が不正利用の事実を知った日の事です。</p>
<p>○補償の対象とならない主な損害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者または被保険者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた損害</li> <li>・警察に被害届けを提出されない（受理されない）場合の損害</li> <li>・所定の書類の提出等、被害調査・不正調査にご協力いただけない場合の損害</li> <li>・被保険者の家族、同居人が使用または加担した不正利用の場合</li> <li>・被保険者の従業員の故意に起因して生じた損害</li> <li>・被保険者が日本国外に居住している間に生じた損害</li> <li>・他人に強要されたインターネットバンキングの不正利用に関する損害</li> <li>・システムが正常に機能していない間に生じた損害</li> <li>・取扱開始日前に発生した不正利用による損害</li> </ul>